

交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書又は使用取消・変更許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

第11条第1項中「）を」を「）により」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項前段中「、支障がないと認めた」を「、適当であると認める」に、「当該申請者」を「使用者」に改め、同条第3項中「係員」を「職員」

に改める。
第12条第6号中「係員」を「職員」に改める。
別記様式第2号中「申請者 様」を「 様」に、「注意事項」を「（注）」に、「係員」を「職員」に改める。
別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号（第8条関係）

公民館使用取消・変更許可申請書

年 月 日				
宇治市教育委員会教育長宛て				
申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先（電話）				
先に許可を受けた公民館の使用の事項について、次のとおり取消し・変更をしたいので申請します。				
使 用 目 的				
許 可	年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
	使用日時	前 時 分 ～ 前 時 分 午後 午後		
	使用施設			
取 消 し ・ 変 更	内 容	☐ 使用日の取消し・変更 ☐ 使用施設の変更 ☐ 使用目的の変更 ☐ その他（ ）		
	理 由			
	事 項	変 更 前	変 更 後	
備 考				
※使用の条件				

※ 許 可 番 号	第 号	※ 許 可 年 月 日	年 月 日
-----------	-----	-------------	-------

（注） ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第4号（第8条関係）

公民館使用取消・変更許可書

申請日 年 月 日	
申請者	住 所 団体名 氏 名 連絡先（電話）
申請により、公民館の使用の取消し・変更を次のとおり許可します。	
宇治市教育委員会教育長	印

使 用 目 的				
許 可	年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
	使用日時	前 年 月 日 午 時 分 ～ 午 時 分 後 後		
	使用施設			
取 消 し ・ 変 更	内 容	☐ 使用日の取消し・変更 ☐ 使用施設の変更 ☐ 使用目的の変更 ☐ その他（ ）		
	理 由			
	事 項	変 更 前	変 更 後	
備 考				
使 用 の 条 件				

許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
---------	-----	-----------	-------

別記様式第6号中「申請者 様」を「 様」
に、「注意事項」を「（注）」に、「係員」を「職員」に改め
る。

附 則
この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則を、ここに公
布する。
令和8年6月1日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第6号

宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則
宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第
7号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用の申請）

第3条 条例第5条の規定によるセンターの施設（以下「施設」と
いう。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」とい
う。）は、宇治市生涯学習センター使用許可申請書（別記様式第
1号。以下「使用許可申請書」という。）により教育長に申請し
なければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める
ときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（
宇治市教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。
以下同じ。））と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信
回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用す
る方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書を
より行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

4 使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる施設の区分に
応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、教育長が特別の

理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1ホールを使用する場合 使用日（使用しようとする日が
引き続き2日以上あるときは、その初日。以下この条において
同じ。）の1年前の日から使用日の15日前の日まで
- (2) 第1ホール以外の施設を使用する場合 使用日の6月前の日
から使用日の3日前の日まで
- (3) 第1ホール及び第1ホール以外の施設を併せて使用する場合
第1号に規定する期間

第4条中「前条の申請書」を「使用許可申請書」に、「適
当」を「適当である」に、「」を「。以下「使用許可書」と
いう。）を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、前条第2項の規定により使用の許可の申請
をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第5条第1項中「」に」を「。以下「使用取消・変更許可申請書
」という。）に」に改め、同条第3項中「」を」を「。以下「使用
取消・変更許可書」という。）を」に改め、同項に次のただし書を
加える。

ただし、使用者が、第2項の規定により使用の取消し又は許可
された事項の変更の申請をしたときは、使用取消・変更許可書の
交付を省略することができる。

第5条第3項を同条第5項とし、同条第2項本文中「前項」を「
第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の
次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、その使用を取り消し、又
は許可された事項を変更しようとするときは、電子情報処理組織
を使用する方法により申請することができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用取消・変更許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第7条中「、第4条又は第5条第3項の規定による許可書を係員」を「、使用許可書又は使用取消・変更許可書をセンターの職員（以下「職員」という。））」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合又は第5条第5項ただし書の規定により使用取消・変更許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書又は使用取消・変更許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

第8条第1項中「）を」を「）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項前段中「、適当」を「、適当である」に、「申請者」を「使用者」に改め、同条第3項中「係員」を「職員」に改める。

第9条第1項第8号中「係員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第4号の3

公印の廃止について

宇治市立西小倉小学校、北小倉小学校及び南小倉小学校に係る下記の公印を廃止したので、宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）第6条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

廃止した公印

様式番号	11
名称	京都府宇治市立西小倉小学校印
寸法	60mm平方
使用区分	西小倉小学校の名をもって発する文書（卒業証書専用）
管理者	西小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	12
名称	京都府宇治市立西小倉小学校印
寸法	30mm平方
使用区分	西小倉小学校の名をもって発する文書
管理者	西小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13
名称	京都府宇治市立西小倉小学校長之印
寸法	21mm平方
使用区分	西小倉小学校長の名をもって発する文書
管理者	西小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13の2
名称	宇治市立西小倉小学校長之印
寸法	21mm平方
使用区分	西小倉小学校長の名をもって発する文書（学校施設の使用に関する文書専用）
管理者	西小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	14
名称	京都府宇治市立西小倉小学校長職務代理者印
寸法	21mm平方
使用区分	西小倉小学校長職務代理者の名をもって発する文書
管理者	西小倉小学校長職務代理者
個数	1
印影	

様式番号	15
名称	契印
寸法	だえん形
使用区分	契印用（西小倉小学校専用）
管理者	西小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	11
名称	京都府宇治市立北小倉小学校印
寸法	60mm平方
使用区分	北小倉小学校の名をもって発する文書（卒業証書専用）
管理者	北小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	12
名称	京都府宇治市立北小倉小学校印
寸法	30mm平方
使用区分	北小倉小学校の名をもって発する文書
管理者	北小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13
名称	京都府宇治市立北小倉小学校長印
寸法	21mm平方
使用区分	北小倉小学校長の名をもって発する文書
管理者	北小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13の2
名称	宇治市立北小倉小学校長之印
寸法	21mm平方
使用区分	北小倉小学校長の名をもって発する文書（学校施設の使用に関する文書専用）
管理者	北小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	15
名称	契印
寸法	だえん形
使用区分	契印用（北小倉小学校専用）
管理者	北小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	11
名称	京都府宇治市立南小倉小学校印
寸法	61mm平方
使用区分	南小倉小学校の名をもって発する文書（卒業証書専用）
管理者	南小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	12
名称	京都府宇治市立南小倉小学校印
寸法	30mm平方
使用区分	南小倉小学校の名をもって発する文書
管理者	南小倉小学校長
個数	1
印影	

宇治市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年6月25日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年6月26日 午後6時30分

様式番号	13
名称	京都府宇治市立南小倉小学校長印
寸法	21mm平方
使用区分	南小倉小学校長の名をもって発する文書
管理者	南小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13の2
名称	宇治市立南小倉小学校長之印
寸法	21mm平方
使用区分	南小倉小学校長の名をもって発する文書（学校施設の使用に関する文書専用）
管理者	南小倉小学校長
個数	1
印影	

様式番号	15
名称	契印
寸法	だえん形
使用区分	契印用（南小倉小学校専用）
管理者	南小倉小学校長
個数	1
印影	

(揭示済)

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
 - 報告
 - 専決事項の報告について
 - 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を制定するについて

(揭示済)